



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)学校運営管理改善プロジェクト (英)Quality improvement of school management
対象国名	パラグアイ
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-教育
プログラム名	基礎教育拡充支援
プロジェクトサイト	アスンシオン、セントラル県、コルディジェラ県
署名日(実施合意)	2006年03月24日
協力期間	2006年7月21日 ~ 2009年1月20日
相手国機関名	(和)教育文化省
相手国機関名	(英)Ministry of Education and Culture

プロジェクト概要

背景 パラグアイ国(以下「パ」国)は1994年から教育改革を進めており、アクセス面では改善を遂げ2000年に初等純就学率90%に達した。他方、留年率の高さ(1-3学年は各約20%)や生徒学習到達度の低さ(中南米諸国平均以下)など、教育の質的向上が深刻な課題である。教育の質的向上には教員研修や教材配布、十分な授業時間の確保など、多面的な取り組みが必要であり、「パ」国はこれまで他ドナーの支援を得ながら教員研修や教材配布などの活動を実施してきたが、未達成の項目として学校運営管理改善がある(2004年、国家教育文化審議会報告書)。学校運営管理の不備による影響は、年間授業時間の大幅な不足、保護者との連携不足など多岐にわたるが、当該分野に関する「パ」国の知見・経験は十分でない。また、学校運営管理の主導的役割を担う校長に対する能力育成については、一部地域で他ドナーや教員養成校などにより研修が開始されているが、全国的な制度としては未だ確立されていない。研修の成果を生かして学校現場における運営改善を実現するための地方教育行政官によるモニタリングは十分行われていない。

このような状況下、「パ」国は校長研修を中心とした学校運営管理改善に係る支援を我が国に要請した。これを受け、JICAは2005年10月-11月に事前評価調査を実施し、「パ」国側とプロジェクトの基本計画、実施体制、双方の責任分担等について討議議事録(R/D)にとりまとめ、2006年3月24日に署名・交換を行った(プロジェクト全体期間:2006年7月~2009年1月)。

上位目標	プロジェクト対象地域の基礎教育学校において学校運営管理が改善される。
プロジェクト目標	プロジェクト対象県の中央校において、学校運営管理改善に資する校長研修のモデルが確立される。
成果	1:校長研修の実施方法(内容及び手法)が開発される。 2:インストラクター(教育省校長研修ユニット所属の研修講師)およびスーパーバイザー(パイロット県のCDS、SATPなどに所属の研修講師)の校長研修の実施能力が向上する。 3:学校運営管理活動のモニタリング・評価方法が開発される。
活動	1-1 パイロット校に対するベースライン調査(既存の研修教材の分析を含む)を実施する。 1-2 校長研修ユニットが研修プログラムを作成する。 1-3 校長研修ユニットが研修モジュール(教材を含む)を作成する。

- 1-4 インストラクターが県レベル研修を実施する。
- 1-5 地域レベル研修の準備作業の一環としてインストラクターとスーパーバイザーの会合をもつ。
- 1-6 スーパーバイザーが地域レベル研修を実施する。
- 1-7 パイロット校に対するインパクト調査を実施する。
- 1-8 校長研修ユニットが校長研修に係るガイドラインを作成する。
- 2-1 中央及び県レベルにおいて研修講師を任命する。
- 2-2 インストラクターに対する研修を実施する。
- 2-3 スーパーバイザーに対する研修を実施する。
- 3-1 校長研修ユニットがモニタリング・評価ツールを開発する。
- 3-2 スーパーバイザーがモニタリング・評価活動を試行する。
- 3-3 県レベルの教育関係者を対象に評価会を開催し、学校運営管理活動とモニタリング・評価活動の経験を共有し、課題について協議する。

投入

- 日本側投入
 - 1) 専門家派遣(総括/教育行政、学校運営管理、授業計画管理、研修計画、教育評価など)
 - 2) 研修員受け入れ(毎年5名程度)
 - 3) 機材供与(モニタリング用車両など)
 - 4) 現地活動費(研修教材作成費など)
- 相手国側投入
 - 1) カウンターパートの人件費
 - 2) カウンターパートの活動費
 - 3) JICA専門家執務室(教育文化省およびパイロット県の県教育監督調整事務所内)
- 外部条件(活動から成果へ)
 - 1) 研修を受けたインストラクター、スーパーバイザー及び校長が継続して勤務する。
 - 2) 校長研修及びモニタリング・評価の実施に必要な経費を「バ」国側が継続して負担する。
 外部条件(成果からプロジェクト目標へ)
 教育文化省及びプロジェクト対象地域において、人事異動によりプロジェクトへの取り組み姿勢が変化しない。
 外部条件(プロジェクト目標から上位目標へ)
 - 1) 教育文化省及び対象県において、学校運営管理改善に資する中央校の校長研修を重視する方針が変更されない。
 - 2) 「バ」国の経済状況が急激に悪化しない。

実施体制

- (1)現地実施体制
 - プロジェクトダイレクター:教育文化省次官
 - プロジェクトマネジャー:就学前・基礎教育総局長
 - 教育省の校長研修ユニット:就学前・基礎教育総局、教員養成局、教育監督総局の3局ならびに教員養成学校(IFD)の教官などより構成。
 - 県レベル:教育監督総局の下部組織である県教育監督調整官や教授支援監督官など

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 青年海外協力隊員(小学校教諭、教員養成校講師など)
 - シニアボランティア(教育省派遣)
- (2)他ドナー等の援助活動
 - 米州開発銀行による基礎教育改善プロジェクト“Escuela Viva”



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)看護・助産継続教育強化プロジェクト (英)Project for Strengthening Continuing Education in Nursing and Midwifery
対象国名	パラグアイ
分野課題1	保健医療-保健医療システム
分野課題2	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題3	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	保健医療改善
プロジェクトサイト	国立看護・助産継続教育センター(アスンシオン)
署名日(実施合意)	2007年11月16日
協力期間	2008年01月30日 ~ 2011年01月29日
相手国機関名	(和)厚生省国立看護・助産継続教育センター
相手国機関名	(英)INEPEO, Ministerio de Salud Publica y Bienenstar Social

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国政府は、全ての国民が高品質かつ平等な保健医療サービスを受けられる社会を目指す、社会福祉厚生省主導のもと保健医療政策の改革を行っている。しかし、パラグアイ国南部では、農村人口の割合が高くかつ人口が散在しており、医療改革の遅れが顕著となっている。

パラグアイ国政府は、南部における保健医療サービス増進の鍵は、看護ならびに産科分野の人材育成であるとの認識を持ちつつも、前述の人口状況に加え、既存の研修システムを絡めた人材育成制度見直しが複雑なものであるため、同分野における効果的なアプローチの策定と実施に係る協力を日本政府に要請してきた。

これを受けて、わが国は技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産人材継続教育強化プロジェクト」を2001年2月から5年間実施した。その結果、南部4県(ニェンブク県、ミシオネス県、イタプア県、カアサパ県)において看護・助産職者(准看護・助産師、看護・助産技術師含む)の継続教育研修がモデルとして確立された。さらに、全国レベルでの看護・助産継続教育のシステム作りに向けた取組み(看護師国家試験導入に向けた協力、カリキュラム作成等も含む)が実施された。

同プロジェクトは2006年2月に終了したが、より良い保健医療サービスを全国レベル(パラグアイは首都アスンシオンと17県で構成)で展開するために、南部4県で得られた成果を他県でも同じように普及・発展させることが必要不可欠である。また、最新のパラグアイ国家保健政策(2005~2008年)で打ち出されている5つの指針の一つに「保健医療分野で働く人材の開発と継続教育の強化」があり、国として継続教育の重要性を認識し取り組んでいるところである。

2006年にはパラグアイ側実施機関である国立看護・助産継続教育センター(以下「INEPEO」とする)の自助努力により、研修対象県を2県(カアグアス県、パラグアリ県)追加し、同プロジェクトで得られた成果を普及させている。様々な課題に対応する必要がある保健医療サービスの向上のためには、全国への普及、更なる研修プログラムの作成と継続教育の実施が必要不可欠であるが、パラグアイ側のみでそれらを実施するには限界があるため、パラグアイ政府はわが国に技術協力プロジェクトを要請してきた。

上位目標 全国レベルでの看護・助産人材による保健医療サービスが改善する。

プロジェクト目標 12衛生行政区規模で看護・助産人材の継続研修を自立的に実施する基盤が強化される。

成果	成果1: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修プロセスが確立・実施される。 成果2: 小児・母性領域に関し、看護・助産人材に対する継続教育研修のモニタリング・評価方法が確立・実施される。 成果3: 自立発展に向け人材・予算・組織づくり・行政支援が確保される。 成果4: 看護・助産継続教育カリキュラムのうち基礎看護学、地域看護学の2領域に関する研修の基礎ができる。
活動	成果1に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、各8名のファシリテーターを選出し、小児・母性領域に関する研修計画を作成する。②各衛生行政区8名のファシリテーターに対し、上記研修計画に沿った研修を実施する。③上記②の研修中、各衛生行政区の状況および研修受講者に適した「適応プログラム」を作成する。④新規6衛生行政区において、全看護・助産人材のデータベースを作成する。⑤新規6衛生行政区における研修計画を作成する。⑥新規6衛生行政区において、上記研修計画に沿った看護・助産人材に対する研修を実施する。⑦12衛生行政区において不足人員補充のための新人ファシリテーター養成研修を行う。 成果2に対応する活動: ①新規6衛生行政区における研修モニタリング・評価の実施計画を策定する。②12衛生行政区においてモニタリング基準を用いた研修モニタリングを実施する。 成果3に対応する活動: ①新規6衛生行政区において、継続教育運営委員会を発足させ、活動を定例化する。②新規6衛生行政区は研修・モニタリング経費確保のための活動を行ない、厚生省はこれを支援する。③厚生省は看護・助産人材の継続教育予算確保のための活動を行なう。④新規6衛生行政区におけるプロジェクト成果に関する普及活動を強化する。 成果4に対応する活動: ①看護・助産継続教育カリキュラム作成委員会において、2領域の研修プログラムを作成する。②2領域研修プログラムに沿った研修マニュアルおよび研修教材・教具を作成する。③ナショナルファシリテーターに対する2領域の研修を実施する。④12衛生行政区ファシリテーターに対する「研修実施計画」を作成する。
投入	
日本側投入	1) 長期専門家の派遣(チーフアドバイザー／継続教育、業務調整／モニタリング) 2) 短期専門家の派遣(基礎看護、看護管理、教材作成) 3) 機材供与(ファシリテーター用研修機材) 4) 在外事業強化費(INEPEOにおける研修実施経費、第三国からの専門家招へい経費、第三国への研修経費等)
相手国側投入	1) 人材の配置(カウンターパート、ナショナルファシリテーター、衛生行政区ファシリテーター) 2) 研修施設(中央、地方)、プロジェクトオフィスの手配 3) 機材(INEPEO所有の事務機器・実習用機材) 4) プロジェクト運営費(水道光熱費、電話代、ガソリン代の一部) 5) 衛生行政区での研修実施経費 6) 研修モニタリング経費
外部条件	・看護・助産人材の研修場所としてINEPEOが確保されている。 ・小児・母性領域のナショナルファシリテーターが確保されている。 ・カウンターパートが異動しない。 ・育成されたナショナルファシリテーターおよび衛生行政区ファシリテーターが継続的に機能する。 ・厚生省の医療施設における看護・助産人材の数が現状より減少しない。 ・医療施設の数が現状より減少しない。 ・看護・助産人材の業務に最低限必要な資機材が少なくとも現状を保つ。
実施体制	
(1)現地実施体制	厚生省がプロジェクトの責任機関、INEPEOが実施機関となり、JICAから派遣される日本人専門家と密接に業務を遂行する主要カウンターパートは次のとおりである。 1) プロジェクト・ダイレクター(プロジェクトの管理・実施の全体的な責任を負う): 厚生副大臣 2) プロジェクト・マネージャー(プロジェクトの運営・技術的な事項の責任を負う): INEPEO所長 3) INEPEO継続教育専門官、INEPEOラテンアメリカ継続教育ネットワーク専門官、INEPEO研修管理担当官
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	技術協力プロジェクト「パラグアイ南部看護・助産継続教育強化プロジェクト」(2001.2～2006.2)
(2)他ドナー等の援助活動	1) WHO: 組織強化、拡大予防接種計画(EPI)、リプロダクティブヘルス等の分野で支援を行っているほか、CIDAから拠出された予算をもとに厚生省が小児疾患の統合的管理(Integrated Management of Childhood Illness, IMCI) 普及を行なうための技術的な指導を行っている。 2) UNICEF: 子どもの健康分野では、EPI、栄養改善プログラムを支援しているほか、北部のボケロンとアルト・パラグアイの2衛生行政区においてNGOに委託してコミュニティIMCIを普及している 3) 米州開発銀行(BID): 現在実施中の借款は、1998年から医療サービスの地域化、地方分権化を目的として、人材強化、施設建設、機材整備などに投入されている。2005年から2007年までPCSB(基本的保健ケアプログラム)により母子保健に関連する17の疾

病、80種類のジェネリック医薬品の過疎地への調達を支援し、中部地域5衛生行政区から東部地域全体10衛生行政区を対象として、供給体制の確立を支援している。

4) Plan Paraguay: 「南部看護・助産継続教育プロジェクト」終了後、INEPEO が自助努力で継続教育研修を拡大したパラグアリ、カグアスの2衛生行政区における研修費用を負担支援した。



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方分権政策および県開発計画策定支援 (英) Decentralization policy formulation and support for the development of Departmental Development Plans
対象国名	パラグアイ
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	ガバナンス-行政基盤
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政府機能改善
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン
署名日(実施合意)	2009年03月08日
協力期間	2009年03月08日 ~ 2011年03月07日
相手国機関名	(和) 大蔵省
相手国機関名	(英) Ministerio de Hacienda

プロジェクト概要

背景	パラグアイ国(以下「パ国」)の公務員約170千人のうち、約77%が中央政府、約23%が地方行政関係者である。長年(約34年間)の独裁政権では、公務員は政権を維持する政策の一環としてみなされ、正当に育成されてこなかった。その後約18年間の民主主義が続いている中で、地方住民の強い圧力の下に、大蔵省が「優秀な省」をキャッチフレーズに分権ユニットの設置、県庁・市役所対応窓口を設置、厚生省は地方薬局(厚生省の薬局を地方にも設置した)を設置するなど、中央政府は徐々にではあるが地方分権に向けて取り組んでいる。 地方分権政策及び地方分権法案策定に当たっては、他の援助機関(USAID, GTZ, IDB)が、草稿を作成し成立を働きかけたが、当時の政権・国会は、必要性を認めてこなかった。しかし現在、大蔵省は、過去の草稿を要点整理し、政府内での調整・協議に基づく分権政策の政府策定・国会承認・法律化の必要性を強く認識している。一方パ国企画庁は、従来より県開発計画策定作業を進めており、現在基礎調査が終了している。計画に基づく、一貫した地方開発政策実施のためには、県開発計画策定を支援し早期に同計画の政府内承認を得る必要がある。本件は中央政府と地方政府の関係者間で地方分権及び地方開発に関する知識の蓄積や情報の共有を図りながら、地方分権及び地方開発に関する政策・法案策定支援を図ると同時に、県開発計画策定の支援を図るものである。このたび、大蔵省から企画庁とも連携した上で地方分権制度を確立する必要があるとし、専門家派遣要請があった。
上位目標	政府・他ドナーの開発政策実施が、政策主導の開発目標に基づき調和的に実施され貧困削減に貢献する。
プロジェクト目標	政府主導で地方分権政策・県開発計画が作成され、行政の分権化・地方開発目標が統合・推進される。
成果	1. 地方分権計画(案)を作成し、省内承認が得られる。 2. 中央政府内と地方政府の関係者間で地方分権と地方開発計画の知識や情報が共有されるよう調整される。

	3. 県開発計画策定プロセスが支援されモデル計画が策定される。
	4. 地方分権開発に伴う政策・方針が完成・周知される
活動	1-1. 過去において草稿された、地方分権政策案を収集し、比較分析する。 1-2. 地方分権に関連するパ国の法律や関連規定を収集・考察する。 1-3. 上記作業に基づき、地方分権政策案を作成し、大蔵省内、政府内での調整にかける。 1-4. 必要であれば、地方分権と県開発計画を題材としたフォーラムやセミナーを開催する。 1-5. カウンターパートとともに、地方分権の具体的な導入方法や、地方分権システムを検討する。 1-6. 地方分権計画(案)の国会提出のための、大蔵省内承認を得る。 2-1. 大蔵省と大統領府・企画庁間の連絡調整を図る。 2-2. 各省庁(特に大統領府・企画庁)、県庁、市役所の企画局との連絡調整を図る。 2-3. 中央政府および地方政府において公聴会を開催する。 2-4. 地方分権計画や県開発計画に関する統計調査を実施する。 3-1. 現在作業中の、県開発計画作成作業に、政策アドバイスを与え、その作成作業に協力する。 3-2. 県開発計画と、地方分権計画の整合性を図る。 3-3. 必要であれば、県開発計画の企画庁内承認のために協力する。 4-1. 地方分権した開発計画及びその過程の広報に対するアドバイス。
投入	
日本側投入	1. 専門家派遣 本邦長期専門家派遣 12MM×2年=24MM 2. 現地活動費 10万円/M×2年間=240万円 3. コンサルタント備上(県開発計画策定に伴う調査・分析) 150万円×2回=300万円
相手国側投入	4. セミナー講習会、地方調査諸経費 30万円×5回=150万円 1. カウンタパートの配置 各関係機関(大蔵省、企画庁、県庁、市役所)がC/Pを配置する 2. 執務室の提供(机、椅子、電話等の必要器材を含む)
外部条件	3. 地方出張のための車輛・運転手の提供 パ国のガバナンスプログラム政策に大幅な変更が生じない。
実施体制	
(1)現地実施体制	大蔵省は納税、経済統合、財政の3部局から構成されている。本件C/P機関である地方分権化ユニットは2004年8月に大蔵省令526/04号で設立され財政部局の1ユニットである。スタッフは局長含め7名、同ユニットは関係機関(中央政府、地方政府、市民組織、NGO等)の参加を促進しつつ地方分権を支援することで、地方分権化の過程で説明責任を果たし、大蔵省の機能を強化することを目的としている。 大統領府企画庁の開発局(局長含め5名)をもC/P機関として、同局が作成中の地方開発計画に対し、地方分権を視野に入れた地方開発計画策定に支援する。
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する) ・国・課題別計画策定経費「ガバナンス実態把握調査」(2003年) ・国・課題別計画策定経費「地方自治体実態調査」(2003年) ・国・課題別計画策定経費「大蔵省地方交付金配分にかかわる機能向上のための地方自治体財務諸表データベース作成調査」 ・技術協力プロジェクト「ロイヤリティー交付に係る大蔵省業務手続改善プロジェクト」(2006年7月～2007年12月)
(2)他ドナー等の援助活動	・IDB:地方自治体強化計画(1993年～1996年) ・USAID:地方自治強化(1993年～1996年) ・UNDP:持続的開発のための分権的参加型計画立案(1997年～2001年) ・GTZ:行政機構地方分権化計画(1998年～2004年)



技術協力プロジェクト

2013年10月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方自治体行政能力向上支援プロジェクト (英) Project for capacity development support of local government
対象国名	パラグアイ
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	行政府機能改善
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン市及び地方都市
署名日(実施合意)	2009年01月29日
協力期間	2009年01月29日 ~ 2012年01月28日
相手国機関名	(和) 大蔵省
相手国機関名	(英) Ministerio de Hacienda

プロジェクト概要

背景 パラグアイ国(以下「パ国」)の憲法には、適正な地方開発推進による貧困削減の為に地方分権化を推進することが定められている。パ国二大ダム公団(イタイブ/ヤシレタ)から政府に納められる莫大なロイヤリティ収入は大蔵省から各地方自治体に交付されており、地方開発事業の重要財源となりつつある。今後も増加が見込まれる大蔵省によるロイヤリティ交付金を地方自治体が効率的且つ公正に運用する事は、地方開発・貧困削減の大きな鍵であり、ロイヤリティ財源を活用した地方分権化の為に適正な実施体制整備は喫緊の課題である。同省は「ロイヤリティ交付にかかる大蔵省手続き改善プロジェクト(2006年7月~2007年12月)」を通じ、ロイヤリティ事業の申請・手続き迅速化及び交付マニュアル整備を実施し、一定の成果をあげた。他方、地方自治体の行政能力不足や中央政府と地方自治体間のコミュニケーション不足(システム整備含む)、人材不足、制度の未整備等が課題として残っており、ロイヤリティが住民の生活向上の為に有効且つ適正に活用されていないケースが多い。本件は前述プロジェクトの成果を踏まえ、①大蔵省の財政管理システム(SIAF)の地方自治体とのオンライン化や、地方自治体の運営システム(会計システム含む)標準化(SIGEM)、②モデル事業の計画・実施・評価を通じた地方自治体の人材育成、③住民による計画段階での参加や事業成果のチェック機能改善等を進めることで、ロイヤリティ事業に係る大蔵省・地方自治体の行政能力向上のモデルを実証し、ひいては地方分権化支援を行うものである。

上位目標 地方行政の能力向上により、地方経済開発と貧困削減に貢献する。

プロジェクト目標 地方開発にかかる公費投資のプロセスと運営システムの改善により地方自治体の行政能力が強化される。

成果 1. 地方自治体の運営システムが標準化される
2. モデル事業の実施を通じた自治体の人材が育成される
3. 住民参加による事業成果のチェック機能が改善される

活動 1-1 SIGEM構築のため大蔵省と地方自治体間で基本デザインについて合意する
1-2 SIGEM構築のためのコンセプトデザインを確認・作成する

	1-3 コンセプトデザインに基づきSIGEMシステムを構築し、運用マニュアル・維持管理マニュアルを作成する 1-4 SIGEMシステム運用者(市民含む)に対する研修を計画・実施する 1-5 SIGEMシステムのフォローアップ・評価・維持にかかる制度を確立する 1-6 プロジェクト対象外の自治体に対するSIGEMシステムの研修・普及プログラムを企画・実施する 2-1 インジケータに基づく対象市役所のベースライン調査を実施する 2-2 国内の対象外市役所及びブラジルの市役所を視察・研修する 2-3 対象市役所運営能力向上にかかる職員及び市民対象のセミナーを企画・実施する 2-4 対象市役所の職員に対し、市の運営メカニズム及び市が行う各プロジェクトのモニタリング方法について指導する 2-5 住民参加メカニズムにかかる研修・普及を実施する 2-6 プロジェクトの成果を他の市役所へ普及する
投入	
日本側投入	1 第三国専門家 2 調査団派遣 モニタリング・評価 3 現地コンサルタント備上費(SIGEMシステム内容調査) 4 現地活動費 5 機材(SIGEMシステム構築用)供与
相手国側投入	1 モデル地方自治体に対するパソコン供与 2 地方分権化ユニットへのC/P配置 3 執務室の提供
外部条件	政府の地方分権促進政策及び、大蔵省のロイヤリティ配分に係る政策に変更がない
実施体制	
(1)現地実施体制	本件C/P機関である地方分権化ユニットは2004年8月に大蔵省令526/04号で設立された財政部局の1ユニットである。スタッフは局長含め7名であり、同ユニットと関係機関(中央政府、地方政府、市民組織、NGO等)の参加を促進しつつ地方分権を支援することで、地方分権化の過程で説明責任を果たし、大蔵省の機能を強化することを目的としている。関係する大蔵省内の部署は、予算局、会計局、IT局、地方分権ユニット、企画庁地方行政局および国際協力局である。
(2)国内支援体制	JBPP案件であり、国内支援体制なし
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	1)我が国の援助活動(有償資金協力等との連携について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する) ・ガバナンス実態把握調査(2003年) ・地方自治体実態調査(2003年) ・大蔵省地方交付金配分に係る機能向上のための地方自治体財務諸表データベース作成調査(2004年) ・メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデルおよび産業連関表の策定プロジェクト(2006年3月～9月) ・ロイヤリティ交付に係る大蔵省業務手続改善プロジェクト(2006年7月～2007年12月) ・地方分権政策及び県開発計画策定支援専門家派遣(2009年3月～2011年3月)
(2)他ドナー等の 援助活動	GTZ:行政機構地方分権化計画(1998年～2004年)、USAID:地方自治強化(1993年～1996年)、UNDP:持続的開発のための分権的な参加型計画立案(1997年～2001年)、IDB:地方自治体強化計画(1996年～2001年) その他、OEIの協力による地方自治体の人材育成(2009年)IDB:公務員育成強化計画(2008年～2011年)



技術協力プロジェクト

2013年10月02日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)精神遅滞症減少プロジェクト (英)Project for Reduction of Mental Retardation
対象国名	パラグアイ
分野課題1	社会保障-社会保険・社会福祉
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	障がい者支援
援助重点課題	格差是正
開発課題	社会サービスの充実
プロジェクトサイト	パラグアイ全地域
署名日(実施合意)	2008年08月21日
協力期間	2008年10月01日 ~ 2011年09月30日
相手国機関名	(和)厚生省精神遅滞防止国家プログラム
相手国機関名	(英)Programa de Prevencion de Fibrosis Quistica y del Retardo Mental del Ministerio de Salud Publica y B

プロジェクト概要

背景 パラグアイ(以下「パ国」)では先天性甲状腺機能低下症(通称クレチン症)、フェニルケトン尿症、嚢胞性線維症により発症する精神遅滞対策の為に、精神遅滞症防止国家プログラム(以下「国家プログラム」)が策定され、2004年4月の大統領令により、国家レベルで新生児マススクリーニングが実施されている。現在、同国家プログラムは公的機関としてはアスンシオン特別市にある第9保健センターにおいて実施されている。また、複数の民間ラボでも実施されている。しかしながら現時点では、パ国全17県及びアスンシオン特別市にある保健医療機関やコミュニティの国家プログラムを実施する能力は低く、検体(血液サンプル)が不適切に扱われたり、マススクリーニングのカバー率も約30%に留まっている。また、パ国は内陸国である為、食品にヨードが不足しており、クレチン症の発生等は他の中南米諸国に比べても圧倒的に高い。以上のことから、全新生児に対してマススクリーニングを実施し、検体検出→診断→治療開始までのプロセスを可能な限り短期間に実施する必要がある。これらの課題を解決する為には、地域保健医療機関やコミュニティへ研修を実施し、住民に新生児マススクリーニングの重要性を自覚させることが重要である。本プロジェクトによって新生児マススクリーニングの精度、カバー率が向上し、精神遅滞症が減少することが期待される。

上位目標 パラグアイ国において精神遅滞症が減少する。

プロジェクト目標 新生児マススクリーニングへの理解が深まることにより、スクリーニングのカバー率と品質管理が改善される。

- 成果
1. 地域保健医療機関に対する標準研修・モニタリングプログラムが開発される。
 2. コミュニティに対する標準研修・モニタリングプログラムが開発される。
 3. 新生児マススクリーニングを実施する為に、検査機関の組織・人員の能力が強化され、品質管理システムが確立される。
 4. 新生児マススクリーニング検査の為に試薬作成に係る基盤が確立する。
- 1.1. 地域保健医療機関向け新生児マススクリーニングの標準研修・モニタリングプログラムを作

活動

- 成する。
- 1.2.地域保健医療機関向けの新生児マススクリーニングの規則と手続きに関する手引書を作成する。
 - 1.3.地域保健医療機関の医療従事者に対して研修・モニタリングを実施する。
 - 1.4.地域保健医療機関に対する年次研修セミナーを実施する。
 - 2.1.コミュニティ向け新生児マススクリーニングの標準研修を作成する。
 - 2.2.コミュニティ向け新生児マススクリーニングの標準研修を実施する。
 - 2.3.コミュニティでのプロモーション活動の為にスポット広告を作成し、広報活動を行う。
 - 2.4.コミュニティでのプロモーション活動の為にDVD教材を作成する。
 - 2.5.メディアを通じた新生児マススクリーニングの普及の為に、ラジオ及びテレビ局と協定を結ぶ。
 - 2.6.精神遅滞症防止国家プログラムのWEBページの作成し、定期更新を行う。
 - 3.1.内部管理用紙作成のため、カウンターパート機関関係者に対して研修を実施する。
 - 3.2.パラグアイにおける新生児のTSH値のCut Off Pointを確定する。
 - 3.3.カウンターパート機関関係者に対してクレチン症、フェニルケトン尿症及び嚢胞性線維症の診断及び治療に係る研修を実施する。
 - 3.4.新生児マススクリーニングの品質管理委員会を組織化する。
 - 3.5.検査の品質管理システムを策定する。
 - 3.6.新生児マススクリーニングを実施している検査機関に対する検査能力の向上のための研修を行う。
 - 4.1.フェニルケトン尿症検出の為に試薬作成に係るプロトコル(実施要綱)を作成する。
 - 4.2.フェニルケトン尿症検出の為に試薬を作成する。
 - 4.3.フェニルケトン尿症検出の為に試薬実証試験を行う。

投入

日本側投入

1. アルゼンチン及びチリからの第三国専門家・コンサルタント(指導科目:品質管理、データ分析、クレチン症、嚢胞性線維症、フェニルケトン尿症)1週間×6名
2. 嚢胞性線維症診断に必要な機材供与
3. プロジェクトカウンターパート3名に対する第三国(アルゼンチン及びチリ)での研修費用
4. 新生児マススクリーニングが実施されている全17県及びアスンシオン特別市での研修・モニタリング費用
5. モニタリング車両購入
6. 教材・広報素材作成に必要な経費
7. 新生児マススクリーニング年次セミナー開催費用
8. 試薬作成に係る資機材購入

相手国側投入

1. カウンターパート7名(詳細は「実施体制」欄に記載)の配置
2. 検体を収集する各地域保健医療機関から最低2名の担当者配置
3. オフィススペースの確保及びローカルコスト(人件費、水道代、電話代、光熱費、消耗品等)
4. 検体(血液サンプル)及び検査キット郵送費
5. パ国の60%の新生児に対しての新生児マススクリーニング実施費用
6. 国家プログラムで発見された患者への治療費(18歳までのホルモン治療)

外部条件

国家プログラムが変わらないこと。

実施体制

(1)現地実施体制

プロジェクトダイレクター1名、生化学者3名、秘書2名、小児科医アドバイザー2名(内分泌学、胃腸病学)、研修関連支援要員(Administrator)3名、データ登録担当2名、運転手1名(合計14名)+ボランティア2名

品質管理委員会のメンバー:医療施設監督局(Superintendencia de Salud)、厚生省プログラム総局(Direccion General de Programas del MSPyBS)、医療従事者及び医療機関管理総局(Direccion General de Control de Profesionales y Establecimientos de Salud)、パラグアイ化学者協会(Asociacion Bioquimicos del Paraguay)

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- 1) 我が国の援助活動
 - ・地域別研修「新生児マス・スクリーニング確立支援(クレチン症)2005年～2007年」(8名)
 - ・フォローアップ機材の供与(2006～2008年度)

(2)他ドナー等の

援助活動

他ドナー等の援助活動
UNICEF: 地域保健医療機関向けの新生児マススクリーニング関連教材、規則と手続きに関する手引書の作成・印刷費用。裨益対象者層に対する本案件の広報活動のインパクト調査。
アルゼンチン生化学者協会: 精神遅滞症防止国家プログラム及び民間ラボにおける検体分析の品質管理
パラグアイ生化学者協会: 品質管理委員会の承認
PNUD: フェニルケトン尿症患者用のミルク購入(2011年1月)



個別案件(専門家)

2010年12月03日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

案件概要表

案件名 (和) 社会資本整備アドバイザー
(英) Advisor of Improvement of Infrastructure

対象国名 パラグアイ

分野課題1 運輸交通-運輸交通行政
分野課題2 貧困削減-貧困削減
分野課題3
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-道路
プログラム名 経済インフラの充実

署名日(実施合意) 2007年07月10日

協力期間 2007年07月01日 ~ 2009年07月01日

相手国機関名 (和) 公共事業通信省(MOPC)

相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

公共通信事業省(以下「MOPC」)は公共事業・運輸・鉱山エネルギーの3庁から構成され、道路局は公共事業庁に属する。道路局はパラグアイ国(以下「パ国」)主要幹線道路約60,000万km(うち、舗装道路は約4,000km、舗装率約6.6%)の建設および運営管理を担っている。パ国における国内貨物輸送の約90%、旅客輸送の98%を道路輸送に依存しており、道路行政は極めて重要である。省内の予算、人員の70%が道路局に集中している。

2004年9月に小泉総理は対中南米外交に関する政策演説の中で、「日・中南米新パートナーシップ構想」を打ち出し、南米地域インフラ統合(IIRSA)を見据えたインフラ整備に向けたイニシアチブを、積極的に支援することとしている。従って今後は、IIRSAの枠組みを踏まえてパ国のインフラ整備を推進することが重要であり、専門的な知見に基づく助言が必要となっている。道路舗装化については、維持管理技術の不足等に起因する道路損傷が大きな社会問題であり、経済の自立発展における障壁となっている。また、道路整備を推進するためには、道路維持管理システム(コンセッション等)を導入することが必要不可欠となる。

以上より、コンセッション制度をはじめとする道路政策について提言するとともに、道路局の運営・管理体制を強化することを目的に本件長期専門家の派遣が要請された。

また、2008年10月には円借款事業のJICAへの統合が予定されており、案件形成から事業化まで一貫通貫した協力可能な体制が整備されることになる。従って、円借款との連結前提とする案件形成を行って行くことが求められている。

上位目標 パ国の道路政策に合致した案件が実施される。

プロジェクト目標 パ国の道路政策に合致した案件が形成される。

成果

1. IIRSAの枠組みにおける案件形成の可能性が検討される。
2. 道路行政強化のための検討がなされる。
3. 国際援助機関の動向を踏まえた案件形成の可能性が検討される。
4. コンセッション制度等、パ国に適した道路政策のあり方が検討される。
5. 貧困削減を目的としたインフラ整備の方向性が明確になる。
6. 実施済み案件について必要なフォローを行ない、事業が円滑に実施される。

1. IIRSAの関連情報の収集および分析

活動

2. パ国の道路行政全般に係る情報収集および分析
3. JBIC等の国際融資機関のパ国に対する援助動向に係る情報収集および分析
4. コンセプション制度等の道路政策に係る情報収集および分析
5. 貧困削減を目的としたインフラ整備のあり方の検討
6. 連携F/S案件として実施された『輸出回廊整備計画調査』の事業化に際しての必要な助言

投入

日本側投入 ・専門家派遣(1名×24ヶ月=24MM)
 ・在外事業強化経費

相手国側投入 ・C/P配置
 ・執務室提供
 ・必要経費負担

外部条件 なし

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制 国土交通省

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・円借款「道路整備事業Ⅱ(ラ・コルメナ、ヴジャ・リカ)」(19,428百万円)
- ・円借款「イタプア県道路整備事業」(2003年終了)
- ・開発調査「輸出回廊道路整備計画」(JBIC連携F/S案件、2005年9月～2006年8月)
- ・無償資金協力F/U協力「イタプア県地方道路整備計画F/U協力」(2006年10月～)
- ・「民活道路政策支援セミナー」(2003年1月～3月)
- ・個別専門家派遣「円借事業アドバイザー」(1999年10月～2002年10月)
- ・個別専門家派遣「社会資本整備アドバイザー」(2001年3月～2004年3月)
- ・シニアボランティア「アスンシオン大学土木工学科 道路計画」(2003年3月～2006年10月)
- ・シニアボランティア「国立工業高校 コンクリート材料工学」(2004年10月～2006年10月)
- ・米州開発銀行:①西部地域総合道路計画(チャコ地方の道路整備)、②国道3号線整備、③地方道整備
- ・世界銀行:①国道9号線の維持管理、②国道3号線の一部舗装工事、③東部地域地方道の補修工事

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2010年11月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデルおよび産業連関表の策定プロジェクトフェーズ2 (英) Measure the impact of the CIT (Common External Tariff) in the Investment Promotion regimens of Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	経済政策-その他経済政策
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光・商業・貿易・貿易
プログラム名	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン市
署名日(実施合意)	2007年12月13日
協力期間	2007年12月15日 ~ 2009年3月31日
延長終了日	2009年03月 31日
相手国機関名	(和)大蔵省
相手国機関名	(英) Ministry of finance

プロジェクト概要

背景	メルコスール経済に占めるパ国の比重は極めて小さく、パ国経済は輸出の6割を大豆・牛肉等がしめる等、第一次産業に極端に依存している。このような状況の下、メルコスール域内関税統一化の議論の過程で保護すべき自国産業(中間財も含む)の多いブラジルは、域外産品については高く、域内産品に対しては低く関税を設定することを提案している。このまま関税統一が実施された場合、域外からの輸入依存度の高いパラグアイは大打撃を受けることが懸念されている。関税等外生変数のインパクトを測るためには産業連関表(I/O表)とアメリカのPurdue大学が開発したGLOBAL TRADE DATA ANALYSIS PROJECT(GTAP)を組み合わせ、CGEモデル(応用一般均衡モデル)を作成する必要があった。 しかしながら、パラグアイ政府には1994年に作成された産業連関表しか存在せず、マクロ経済のインパクトを図るモデルも存在しなかった。このような状況下、我が国は2006年3月~9月まで実施されたフェーズ I プロジェクトにおいてPURDUE大学のリソースと日本の短期専門家を投入し、過去作成した産業連関表のデータを補正した上で、マクロ経済シミュレーション能力を習得するために、CGEモデル(応用一般均衡モデル)を作成した。 しかしながら第 I フェーズで作成したCGEモデルでは、将来的なマクロ経済インパクトの測定が不可能であった。そこでパラグアイ政府は、金融取引、マキラ、送金分野を取り入れた将来的なマクロ経済策定の為にDYNAMIC GLOBAL TRADE DATA ANALYSIS PROJECT(DynGTAP)を活用した発展版のCGEモデル作成の為にフェーズ II プロジェクトを日本政府に要請した。 同モデルを作成することにより2011年1月以降に予定されている対外共通関税交渉に必要な不可欠なデータ作成・経済政策策定が可能となる。
上位目標	パラグアイ政府が経済的・実質的シミュレーションを基に、国の産業・商業政策に関する決定能力を有するようになる。
プロジェクト目標	CGEモデル(応用一般均衡モデル)の活用により、メルコスール関税統一による、特にパラグアイへの投資促進にかかるパ国経済への負の影響が測定・分析できるようになる。

成果	1. 大蔵省、パラグアイ中央銀行、パラグアイ統計・国勢調査局の間で合意されたマクロ計量モデルの実施に必要な経済調査実施計画／経済統計データ(2008～2012)が作成される。 2. 大蔵省職員がCGEモデルの操作と修正に必要な知識を有する。 3. 研修を受けた大蔵省職員がCGEモデルを活用する 4. 関税統一実施時に想定される雇用創出やパラグアイにおける海外からの投資のフローに関するインパクト調査を実施する 5. 関税統一実施のインパクトの調査結果及び域内外の資本流入・流出の結果が公表される
活動	1-1. 専門家の一回目の訪問を基に、CGEモデルを実施するために必要な統計データをリストアップする 1-2. 上記の活動を基に既存統計データを分析し、その活用方法を検討する(情報インベントリ実施計画、欠如情報の収集計画、既存情報更新計画、欠如して必要な情報の入れ替え) 1-3. CGEモデル実施のため既存データ活用の成功率(情報の正確性)を評価する。 1-4. 1-1. ～3. を考慮した上で、CGEモデルの活用と持続性を確保するために必要な分析ツールの確保を可能とする統計・経済サイクル調査の実施計画を作成する。 2-1. フェーズIの経験を考慮し、より良い活用を目指しCGEモデルに関する知識と修正能力を強化する。 3-1. 大蔵省職員の中でもより研修を受けている職員に対し、CGEモデルの活用に関し訓練する。 3-2. PURDUE大学専門家とJICA専門家の指導の下、個別調査、特定調査を実施する 3-2-1. 主要生産セクターのパラグアイの経済(雇用)の域内外資本の変化に対する関税統一のインパクト。 3-2-2. 主な投資促進体制における域内外資本の変化に対する関税統一のインパクト。(マキラ、一時的許可、免税区域、その他) 成果4・5に共通の活動 4/5-1. 成果3に記載されているカウンターパートによって実施された研究を基に、また、PURDUE大学や専門家の指導の下、パラグアイ国民に理解しやすいように出版物の内容を修正する。 4/5-2. パラグアイ政府や学究レベルにおいて分析ツールの強化やその活用の普及を目的に下記のセミナーを実施する(政治家及び実務者レベルで) 4/5-2-1. CGEモデルの方式と可能性について 4/5-2-2. 専門家の協力のもと、カウンターパートによって実施された研究結果について
投入	
日本側投入	1. PURDUE大学におけるDynGTAP研修と訓練を公務員4名が実施 2. Run DynGTAP、GEMPACK 9.0、バージョン7のGTAPのデータベースのライセンス購入 3. GTAP専門家×0.5MM×3回=1.5MM 4. WEB研修(1MM) 5. 日本人専門家 5回 産業関連表(2回) CGEモデル分析(3回)
相手国側投入	6. ローカルコンサルタント(PURDUE大学との契約) 1. MEGC-GTAPに関して理解している公務員4名の配置 2. 専門家やコンサルタントのためのスペース準備 3. コンピュータ、インターネット、ネットワーク整備、研修・訓練スペース 4. 相手国側政府当局者との調整
外部条件	・パラグアイの対メルコスール域外共通関税政策に変更がない
実施体制	
(1)現地実施体制	・本件、大蔵省がC/Pとなり他省庁との調整を行うことで合意済みであり、事務所も積極的に関与してモニタリングを実施したい。
(2)国内支援体制	公共政策部による側面支援
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・メルコスール関税統一効果測定のためのマクロ計量モデル及び産業関連表の策定プロジェクト(2006年3月～9月) ・ロイヤリティー交付に係る大蔵省の業務手続改善プロジェクト(2006年7月～2007年12月) ・マキラ促進支援プロジェクト(2006年～2008年)
(2)他ドナー等の援助活動	・WB:ジャパンファンドで「大蔵省近代化プロジェクト」を実施済(供与金額は802,000ドル) ・IDB:税制改革支援プロジェクト、地方分権化を目的とした支援及び大蔵省職員の研修等を実施 ・USAID:ミレニアム開発公社の資金を活用してマキラ制度に係る支援を2006年7月から実施中



技術協力プロジェクト

2014年09月13日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)品質生産性センター(CEPPROCAL)強化計画プロジェクト (英)Project of Strengthening of Paraguayan Quality and Productivity Center (CEPPROCAL)
対象国名	パラグアイ
分野課題1	民間セクター開発-中小企業育成・裾野産業育成
分野課題2	民間セクター開発-その他民間セクター開発
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-商業経営
プログラム名	地場産業強化
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏アスンシオン市
署名日(実施合意)	2006年09月01日
協力期間	2007年01月07日 ~ 2010年02月28日
相手国機関名	(和)パラグアイ品質生産性センター
相手国機関名	(英)Centro Paraguayo de Productividad y Calidad
日本側協力機関名	社会経済生産性本部

プロジェクト概要

背景 パ国の中小企業(従業員数10~99人/約1300社/主たる業種は食品加工、化学・薬品、繊維縫製等)がGDPの14%、総労働人口の17.8%を占め、経済開発において重要な役割を担っている。しかしながら、1995年の南米南部共同市場(メルコスール)への加盟以降自由貿易に対応する競争力は極めて低いのが現状である。

かかる状況下、我が国が実施した経済開発調査(EDEP)の提言をも踏まえて、JICAはこれまでにセミナー・座学及びモデル企業に対するコンサルティング等を通じた中小企業の経営・生産指導者育成を目的とする「中小企業活性化のための指導者育成計画(パラグアイ工業連盟(UIP)をC/P機関とする)」を実施した(2005年3月終了)。当該プロジェクトにより延べ46研修コースを実施、約1,000人が受講し、12人が準指導員として育成された。またプロジェクト開始以前には接客・電話の応対等ビジネスマナーの基礎が中心であったUIP研修部の研修は、プロジェクト開始後2年間で全研修コースの内9割が本プロジェクトをベースとした生産性向上・経営改善に関する研修に変化する等、UIPのみならずパ国産業界に大きなインパクトをもたらした。

これを踏まえて、商工省・UIPは支援分野の拡充、かつプロジェクト成果を全パ産業界に制度的・組織的・継続的に引き継ぎ発展させていく機関として、中小企業へのコンサルティング活動と各種の研修・情報提供を柱とする「パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)」の設立を決定した。しかしながら、国全体をカバーする品質生産性センターの運営経験・ノウハウに欠けることから経験・実績が豊富な我が国に対し、同センターの機能強化のための技術協力を要請越したものである。

上位目標 パラグアイ品質生産性センター(CEPPROCAL)のサービス確立により、パ国の中小企業の国内外における競争力が向上する。

プロジェクト目標 生産性向上に関わる企業コンサルティング業務及び研修・情報提供を中核事業とするCEPPROCALが自立的・持続的に事業を継続する体制が確立する。

成果	1 CEPPROCALの実施能力が強化される。 2 CEPPROCALのコンサルティング・サービス能力が改善される。 3 CEPPROCALのコンサルティング・サービスが地方に展開される。
活動	1-1 C/Pと専門家が、CEPPROCALの基本要素（組織、予算、人員、民間セクターのニーズ等）を診断・分析する。 1-2 C/Pが短期・中期実施計画を確定し、個別活動を定義する。 1-3 専門家が組織強化の分野で、CEPPROCALの人員の能力向上を図る。 2-1 専門家が、コンサルタント育成のために「品質・生産性」と「マーケティング・販売」の両分野において研修を設定する。 2-2 専門家が、コンサルタント育成のために同上両分野において研修を、アスンシオンと中央地域で実施する。 2-3 専門家が、コンサルティングOJT指導のために、同上地域において、モデル企業を選定する。 2-4 専門家が、同上地域におけるモデル企業を対象とするコンサルティングOJT指導において、同上分野の研修をC/PとSemi-C/Pに対して実施する。 3-1 C/Pと専門家が、地方における同上分野において、モデル企業候補とコンサルティング・サービスに関するニーズを確認する。 3-2 専門家が、地方における同上分野に関して、コンサルタント候補を選定する。 3-3 専門家が、地方におけるコンサルタント育成のために、同上分野において研修を実施する。 3-4 C/Pと専門家が、地方における同上分野に関して、モデル企業を選定する。 3-5 専門家が、地方におけるモデル企業を対象とするコンサルティングOJT指導において、同上分野の研修をC/PとSemi-C/Pに対して実施する。 4-1 専門家がセミナーを実施する。 5-1 CEPPROCALがJCCを開催する。 5-2 CEPPROCALがJCC開催の中間時に、Steering Committee会合を開催する。
投入	
日本側投入	ア) 長期専門家 品質・生産性、販売・マーケティング、業務調整（各1人×3年間） イ) 短期専門家 企業情報システム、製造技術、企業診断、経営管理、地方企業経営、地方マーケティング、ビジネスプラン作成、生産性セミナー、価値工学、eコマース、生産計画等、年間4科目程度 ウ) 本邦研修 品質・生産性（5名×1ヶ月×年1回） エ) 供与機材 センターの教室用ホワイトボード、プロジェクター等 オ) 調査 運営指導調査、中間評価調査、終了時評価調査 カ) 機材 CEPPROCAL研修体制整備用機材（コピー機、ホワイトボード、プロジェクター等）
相手国側投入	ア) 専門家執務室、講義室、セミナー室、機材用倉庫等 イ) 人材（専門分野専門家毎にC/P1名配置、その他必要な人事配置） ウ) ローカルコスト負担
外部条件	・現政権の国家開発計画のひとつである、中小企業振興政策の維持。 ・商工省の基本4政策の一つである雇用促進のための中小零細企業振興政策が継続される。
実施体制	
(1)現地実施体制	・商工省は1963年に法律841号により設立された。主たる業務は国内商工業振興、国内製品の流通・消費の促進、自由貿易競争下での国際貿易の促進、消費者保護、知的所有権保護と多岐にわたる。 本省は商務部門（5局）、工業部門（4局）、総務部門（7部）。下部機関として地方支局（7箇所）、中小企業センター（CEPAE）、手工芸品振興センター（SPA）がある。 ・バラグアイ工業連盟（UIP）は、1936年に55の産業グループがエキスポ（産業見本市）を企画・実施したのを機に誕生した機関である。UIPは、会員を初めとし非会員に対し必要に応じたサービス（研修、セミナー、アドバイス等）を提供を実施し、企業の質、競争力、生産性を向上し国の経済開発に貢献することを目的とする。UIPは役員23名、正規職員数は20名で、その他に10～15名程度の外部講師・コンサルタントが在籍している。
(2)国内支援体制	適宜、社会経済生産性本部と情報共有を図る。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・「商工省政策アドバイザー」（2002年10月～2004年10月～） ・「中小企業活性化のための指導者育成計画」（2002年3月～2005年3月）*本プロジェクトのフェーズ1との位置付け
(2)他ドナー等の援助活動	・「企業間連携促進プログラム」（米州開発銀行＝IDB）（2002年～2003年） ・「コンサルティングサービス機能強化」（IDB）（2005年～2008年）
備考	N.A.



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和)南東部小農強化計画プロジェクト (英)Proyecto de fortalecimiento de pequenos productores de la zona sureste del Paraguay
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	イタプア県及びアルトパラナ県
署名日(実施合意)	2006年11月09日
協力期間	2007年01月17日 ~ 2010年01月16日
相手国機関名	(和)国立組合院 (INCOOP)
相手国機関名	(英)Instituto Nacional de Cooperativismo (INCOOP)

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国(以下、「パ」国)は農業国であり、当国の農村人口は約220万人に上り、これは全人口約520万人の約43%に相当する(2002年国勢調査)。農業に携わる農家の内84%は20ha以下の小規模農家(以下「小農」)であり、その数の大きさは、当国の社会経済の構造を不安定なものにしている。

現在、小農を取り巻く問題として、伝統産品以外の収益性の高い作物の導入(多様化)が促進されないことによる「低い生産性」、連作や不適切な施肥・農薬投与等に起因する土壌の劣化、営農資金のための融資制度や営農技術の普及制度等の「支援システムの未整備」等が挙げられる。これらの原因により、大規模農家と小規模農家との所得格差が拡大(前者は1人当たり12,000ドルに対し後者は360ドル)する傾向にあり、小農の生産性向上と自立化に向けた抜本的な対策が急務となっている。

こうした中、「パ」国政府は、国の南東部地域をモデル地域とし、国立組合院(INCOOP)をカウンターパート(C/P)機関とした小農の組織化促進、組織強化のための技術協力を我が国に要請してきた。

本件では、当国の代表的な輸出産品である大豆の生産面積の約70%を占め、かつ小農が数多く分布し、さらに農作物栽培に適した環境(肥沃な土地、適度の年間降雨量)を有する南東部地域(イタプア県、アルトパラナ県)を対象地域としている。

「パ」国では、地域の大規模農協・農家が、隣接する多くの小規模農家との共存・共栄を図っていくことが安定した社会を構築する上で必要であるとの認識が強まっており、かつ治安対策上も必要であるとのコンセンサスが得られるようになってきている。こうした背景から、大規模農協・農家は、小農に対する支援活動により積極的に取り組むことが期待されつつあり、一部の大規模農協では地域の小農支援に実際に取り組み始めている。本件はその流れを発展させ、より大規模に、かつ組織的に取り組もうとするものである。

上位目標 小規模農協組合員の生活が向上する。

プロジェクト目標 小規模農協組合員の収益が向上する。

成果	1. 大農協と小農協の協力関係が拡大する。 2. 組合員の執行部に対する信頼感が高まる。 3. 組合の資金力が強化される。 4. 資材の共同購入が実施される。 5. 組合の物取扱量が増える(農産物)。 6. 組合の販路が拡大する(農産物)。
活動	1-1. 大農協と小農協との間で農協運営に関する役職員、組合員を対象としたワークショップを開く。 1-2. 大農協が小農協に対し農協運営についてのOJTを提供する。 2-1. 協働組合理念について一般組合員に指導する。 2-2. 協働組合理念について組合事務職員に指導する。 2-3. 協働組合理念について役員に指導する。 3-1. 組合新規加入者を増やすための広報活動を行う。 3-2. 休眠組合員に対し出資金支払に関する指導をする。 3-3. 組合の課金制度を整備する。 4-1. 共同購入のニーズを調査する。 4-2. 共同購入の有利性を組合員に啓蒙する。 4-3. 共同購入の計画をたてる。 5-1. 現状の生産状況を調査する。 5-2. 営農振興計画を策定する。 5-3. 主要な作物の生産技術を組合員に指導する 5-4. 組合員に対する融資制度を整備する 6-1. 大農協との販売提携に関する支援を行う。 6-2. 組合のマーケティング能力向上のための研修をする。 6-3. 農産物加工の可能性を調査する。
投入	
日本側投入	(1) 本邦専門家の派遣12MM × 3年 = 約39,168千円 (2) 第三国専門家の派遣1MM × 3年 × 3人 = 約8,739千円 (3) 機材供与(車両4WD 450万円、農協管理システム強化情報処理機器440万円) = 8,900千円 (4) 現地活動費(専門家巡回指導、国内研修、隣接国研修、研修教材作成費、アシスタント等備上等) = 17,487千円 (5) 調査団関係: 8028千円 (6) その他: 2,130千円 (7) 合計: 約84,452千円
相手国側投入	(1) カウンターパートの配置 ・プロジェクトダイレクター1名 (INCOOP) ・業務調整1名 (INCOOP) ・技術員3名: 組織強化、営農指導、販売流通 (FECOPROD) (2) 専門家執務室の提供 (3) カウンターパート出張旅費と巡回指導用車両運転手の提供 (4) ローカルコスト負担
外部条件	・研修を受けた役員が任期途中で交代しない。 ・研修を受けた職員が勤務を続ける。 ・物価・為替が安定している。 ・天候が安定している。 ・大農協の協力姿勢が変わらない。
実施体制	
(1) 現地実施体制	・INCOOP(独立行政/国立組合理)職員数141名、年間予算(2006年度承認額)82万ドル(約97百万円)組合関連業務全般に係る行政との調整、組合振興と強化に係る計画の立案とプロジェクト作成等を実施。 ・FECOPROD(生産組合連盟)29の農協により構成され営農指導、小規模農協支援等を実施。 ・協力農協: 1)コロニアス・ウニダス農協 2)イグアス農協 3)ラバス農協 4)日系農協中央会
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	個別派遣専門家による援助活動・農協強化 1999.9～2001.8 山内偉生専門家 INCOOP(国立組合理)・農協強化 2001.10～2003.10菅原市男専門家 INCOOP(国立組合理)・アグリビジネス2002.1～2004.1 太田稯専門家 INCOOP(国立組合理)・農業普及企画2002.3～2004.3間瀬朝夫専門家 DEAG(農牧省農業普及局)、農牧政策アドバイザー2003.7～2006.7泉原明専門家
(2) 他ドナー等の援助活動	世銀借款、土地利用合理化・貧困削減計画・JBIC借款、20Hs以下小農1万人に家族経営農家支援融資・世銀借款、南東部地方50地域8千家族の家族農業従事者を対象に「自然資源開発管理プロジェクト」。



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)農業総合試験場プロジェクト (英)Project of the Technological Center on Agriculture in the Republic of Paraguay (CETAPAR)
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農業開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	アルト・パラナ県イグアス市(アスンシオン市から東に約280Km、車で約4時間、所有面積171ha.)
署名日(実施合意)	2005年03月30日
協力期間	2005年04月01日 ~ 2010年03月31日
相手国機関名	(和)農牧省
日本側協力機関名	農林水産省
プロジェクト概要	
背景	パラグアイ農業総合試験場(以下『試験場』という)は、戦後開設されたJICA直営3移住地(ラ・パス、ピラボ、イグアス)において日系移住者の営農技術を支援する目的で設けられた指導農場が統合・再編を経て、1985年イグアス移住地にパラグアイ農業総合試験場として改組されたJICA直営の試験場である。 パ国は典型的な農業国で、GDPの28%、輸出の61%はダイズをはじめとする農畜産物で占められ、主要農産物であるダイズ、コムギは主に東部地域で生産、その地域において日系農家は輸出作物としてのダイズ栽培を同国で初めて導入する等、パ国の農業生産の先導的な役割を果たしてきた。 日系移住地における農家の営農状況を見ると、機械化作業を含む多くの農作業を、移住地の居住者の大多数を占めるパ国人に依存しており、パラグアイ人との共存なくしては移住地の営農は成り立たなくなっている。 本試験場は、当初、支援の対象を日系人としていたが、1980年代後半からは、直接あるいは間接的に地域のパラグアイ人農家も対象とし、試験研究分野においても、農牧省の研究所を補完し、パ国の農業試験研究の中で大きな役割を果たしてきた。 1999年11月の機関決定により日系移住者を含むパ国の農業発展に資する試験場として、技術協力のプロジェクトとして運営されることとなった。また、2001年2月にパ国側関係機関との協議の結果、当該地域における持続的な農業の展開と地域の活性化を図るためには、本試験場を日系農協中央会に移管することが適当と判断された。 これらの結果を受け、JICAは2010年の日系農協中央会への移管を円滑に実施するため、2001年度から2009年度までで、試験場移管後の事業展開のための人材育成と組織体制整備を目標とした技術協力プロジェクトを実施することとし、「パラグアイ農業総合試験場プロジェクト」として2001年度から2004年度までの間、第1フェーズの協力が実施された。 2005年度から2009年度までは、第2フェーズの協力として、移管後の組織が試験場として自立的に事業を展開できるようにするための体制整備を行うことを目標として実施されている。
上位目標	パラグアイ東部地域において持続的な農業技術が普及される

プロジェクト目標 パラグアイ農業総合試験場がパラグアイ国東部地域における農業振興の拠点として基盤整備される

成果 1. 地域に適した持続可能な畑作技術が開発・実証される
2. 安定的な農業生産のための農家支援サービスが行われる
3. 試験場が検査、分析が行える公的認証機関として登録される
4. 移管後運営のための業務実施体制が整えられる

活動 1-1 大豆新品種の育成・導入選定を行う
1-2 大豆・小麦について地域適応性試験を実施する
1-3 不耕起栽培における大豆・緑肥作物の輪作体系を開発するための試験を実施する
1-4 大豆・小麦に対する効率的な防除技術を開発するための調査・試験を実施する
1-5 テラロシヤ土地帯における農牧輪換システムを確立するための試験を実施する
1-6 土壌診断を基にした土壌管理技術を実証する

2-1 現場のニーズに対応するための試験場の体制づくりを行う
2-2 地域課題に対する指導を行う
2-3 地域からの要請に応じた小農に対する支援活動を実施する

3-1 公的認証制度を調査する
3-2 公的認証実施に必要な体制を整える
3-3 認証を取得する

4-1 種子生産体制を整備する
4-2 分析業務の実施体制を整備する
4-3 認証業務を実施する(種子検査、品種検定)
4-4 苗木生産業務を実施する

投入

日本側投入 1. 専門家派遣
長期専門家: 場長／チーフアドバイザー、次長／業務調整
短期専門家: 必要に応じ
2. 研修員受入: 本邦および第三国
3. 機材供与:
4. 土地(既設置済): 本場 115 ha、分場 56 ha
5. 施設(既設置済): 本館、車庫、研究棟、温室、種子用サイロ、宿舍、他
6. プロジェクト要員の配置
7. プロジェクト運営の経費

相手国側投入 1. 派遣専門家及び携行機材に対する特権免除の付与
2. C/Pの配置: 日系農協役員

外部条件 ①前提条件 日系農協中央会のパラグアイ農業総合試験場の移管引受けが変更されない ②成果達成のための外部条件 日系農家の営農形態が大きく変わらない 異常気象が発生しない 病虫害が異常発生しない 農牧輪換システムに使用される肥育素牛(交雑牛)が安定して供給される 認定制度に大きな変更がない ③プロジェクト目標達成のための外部条件 パラグアイ国側の関係諸機関の支援が得られる ④上位目標達成のための外部条件 パラグアイ東部地域の営農形態が大きく変わらない

実施体制

(1)現地実施体制 合同調整委員会(農牧省、パラグアイ日系農協中央会、企画庁、アスンシオン大学、JICA/パラグアイ事務所)
(2)国内支援体制 南米農業試験場(パラグアイ農業総合試験場、ボリビア農牧技術センター)国内委員会

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 JICA技術協力「パラグアイ小農野菜生産技術改善計画(1997年～2002年)」
JICA技術協力「パラグアイ大豆生産技術研究計画(1997年～2002年)」
JICA技術協力「パラグアイ農業総合試験場フェーズI(2001年～2005年)」
JICA技術協力「シストセンチュウ及び大豆さび病抵抗性品種の育成(2005～2008年)」
JICA技術協力「パラグアイ南東部小農強化計画(2007年～2010年)」
国際農林水産業研究センター(JIRCAS)「南米における大豆の持続的な生産技術の開発」との連携(98年2月から10年間)



開発調査

本部主管案件

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)小農支援のための総合的農村開発計画 (英)Plan of Integrated Rural Development for the Small Farmer
対象国名	パラグアイ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	小農自立化支援
プロジェクトサイト	パラグアイ国東部地域(全国17県の内、14県が対象)
署名日(実施合意)	2008年08月27日
協力期間	2008年12月01日 ~ 2011年08月31日
相手国機関名	(和)パラグアイ国大統領府
相手国機関名	(英)Presidencia de la Republica del Paraguay

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国(以下「パ」国)の全人口約600万人の内約48%は農村部に居住し(統計総局2002年)、こうした人々が生産する農産物は全体輸出高の40%、GDPの27.2%を占めている(統計総局2004年)。特に、全人口の96~97%が居住する東部地域は農業生産活動を営むのに適した地域で、大規模農家を中心に「パ」国経済を支える大豆等の生産地帯となっている一方、耕地面積が20ha以下の小規模農家(以下、「小農」)も分布しており、大規模農家の一人当たりGDP1万2千ドルに対し、小農は360ドルと、経済格差が拡大しており社会問題となっている。

小農の主な生計手段は農業だが、収益性の低い伝統的作物(マンジョカ、トウモロコシ、綿花等)の栽培、アクセスが容易な低利の融資制度の不備、土地利用方法・栽培技術・販売流通のノウハウの不足、進め組織化などにより、安定的な収入を得るには至っていない。また、子孫への土地の分配に伴う農地面積の縮小に伴い今後より一層の生産量の低下が見込まれるとともに、土地無し農民による就業機会を求めた都市部への流入や土地の不法占拠等の事態を招いていることから、地場産業等の農業以外の現金獲得手段の振興や農村インフラの整備による農村地域の開発が必要となっている。

これら小農が抱える問題に対し、「パ」国政府は貧困削減及び社会的弱者支援を優先課題として取り組んできたが、公的機関が提供しているサービスの多くは大・中農を対象としており、小農がアクセスできていない。また、長期的な戦略の欠如、実施体制の未整備により効果的な支援ができておらず、行政に対する小農の不信感が年々高まっている。

このような問題を解決し、より効率的な小農支援を行うためには、小農に提供する公的サービスを見直すとともに、長期的な開発方針に基づく活動計画とその実施体制の構築・強化を含んだ総合的農村開発計画を策定する必要がある。また、これまでのドナー等の協力の中には小農支援において有用な技術やモデルがあることから、これらをレビューし、最大限活用した総合的農村開発計画を策定する。

上位目標 本調査によって提案された開発計画を活用し、公的サービスの効果的・効率的な提供を通じて東部地域の小農の生活の質が向上する

プロジェクト目標

- 1)東部地域における小農支援のための総合的な農村開発計画が策定される
- 2)優先的支援地域における具体的な活動計画が策定される
- 3)カウンターパート機関の小農支援のための総合的農村開発に関する調整能力及び事業運営管理能力が強化される

成果	1)対象地域の農村地域の現状及び開発の可能性が明らかになる 2)総合的な農村開発を実施するための開発政策、戦略及び具体的な活動計画が策定される
活動	フェーズ1:現状分析と開発の可能性の検討 1-1 「パ」国政府の小農支援政策、地方自治体を含む関連機関の機能・能力・実施体制・活動状況、制度、開発資金の量・種類・流れ等の調査・分析 1-2 これまでの日本を含むドナーやNGO等の協力の調査・分析 1-3 農業、地場産業及び小農の生活状況にかかる現状調査 1-4 東部14県の概況調査によるサブ・リージョン区分と代表県の選定 1-5 小農の生計向上に有望な農業・地場産業の選定 1-6 選定県におけるテリトリアル・アプローチ(※)に基づくゾーニング 1-7 阻害要因(直接原因、間接原因)調査と重要度の順位付け 1-8 中央・県における参加型計画策定ワークショップの実施 1-9 暫定戦略案(大戦略、個別戦略)の策定 1-10 阻害要因調査結果を用いた個別戦略の順位付け 1-11 個別戦略の実施仮説の設定とパイロット・プロジェクト案の作成 1-12 パイロット・プロジェクト案の選定と実施対象市の選定 1-13 市ワークショップの実施 1-14 リージョナル・ワークショップの実施 フェーズ2:継続調査と開発戦略策定・開発対象地域の精緻化とマスタープランの策定 2-1 フェーズ2の調査方針の策定、先方政府との協議 2-2 パイロット・プロジェクトの実施、モニタリング・評価 2-3 開発対象地域(テリトリー)区分の精緻化および開発戦略策定のための調査 ○ 開発戦略に関する調査 ・市クラスター分析、政策・制度に関する調査(財政能力調査、地域開発戦略管理能力調査) ○ 経済・生産に関する調査 ・地域経済統合の中核調査、農村生活実態調査 ○ 社会・文化に関する調査 ・住民組織調査、農村ソーシャルキャピタル調査 ○ 環境に関する調査 ・農村環境/政策調査 2-4 開発戦略の策定 2-5 マスタープラン実施体制の提案 2-6 開発パートナーとの連携 2-7 マスタープランの策定 2-8 報告書の作成と発表 ※ 政策・制度、経済・生産、社会・文化、環境の各視点から類似の地域を開発対象地域として定め、対象地域の関係者の参加型による計画策定・実施を行う手法
投入	
日本側投入	1)コンサルタント (第1年次) 総括／開発行政、地場産業振興／組織／制度、農業開発、農村生活改善、流通／販売／市場調査、融資制度、農村インフラ、参加型開発／パイロット・プロジェクト管理、業務調整／広報、産業経済分析／産業経済政策(※)、地域開発計画／行政制度(※)、事業実施体制／ドナー協調／官民連携(※) ※団員3名は1年次調査途中に追加 (第2年次) 総括／産業経済分析、副総括／行政／組織／制度、テリトリアル・アプローチ、環境配慮／環境政策、農業開発、農業開発計画／農村生活、地場産業振興／流通／販売、実施体制／ドナー協調／官民連携、パイロット・プロジェクト管理、農村インフラ、社会文化／参加型開発
相手国側投入	2)その他 調査に必要な機材(車輛、車輛維持費) 先方政府とのマスタープラン内容に関する協議・合意形成に係る調査(セミナー実施など)
外部条件	1)カウンターパートの配置 2)カウンターパートの活動経費 3)調査用事務スペース 政策的要因:政権交代による実施体制の変更 社会的要因:対象地域の治安の悪化 自然的要因:大規模な旱魃、水害等の自然災害
実施体制	
(1)現地実施体制	1)調査チーム(JICAが派遣する調査団及びC/Pであるユニットチーム(大統領府を中心に結成された省庁横断的な作業ユニット)から構成される)
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	開発調査: パラグアイ国「小規模農業強化計画」(JICA・1996～1997) 技術協力プロジェクト:

(2)他ドナー等の
援助活動

パラグアイ国「大豆生産技術研究計画」(JICA・1997～2002)
パラグアイ国「小農野菜生産技術改善計画」(JICA・1997～2002)
パラグアイ国「酪農を通じた中小規模農家経営改善計画」(JICA・2002～2004)
パラグアイ国「養蜂業の多様化支援」(JICA・2005～2008)
パラグアイ国「農業総合試験場フェーズⅡ」(JICA・2005～2010)
パラグアイ国「ダイズシストセンチュウ及びダイズさび病抵抗性品種の育成」(JICA・2006～2008)
パラグアイ国「南東部小農強化計画」(JICA・2007～2009)
※すべての活動がスペースに入りきらないため、「その他」の欄に続きを記載する。
果実野菜の生産技術支援(台湾・実施中)
都市近郊総合開発活性化(GTZ・2002～2006)
自然資源の持続的管理(KFW・2002～2007)
小農生産の多様化及び技術化(IDB・2001～2006)
JOPOI MBARETERプロジェクト(PUND・2004～)



草の根技協(パートナー型)

2010年06月21日現在

本部／国内機関 : 国内事業部(地球ひろば)
広報室-地球ひろば推進課

案件概要表

案件名 (和) 貧困女性のための縫製技術向上プロジェクト

対象国名 パラグアイ

分野課題1 貧困削減-貧困削減
分野課題2 市民参加-市民参加
分野課題3 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類 人的資源-人的資源-職業訓練

署名日(実施合意) 2007年08月22日

協力期間 2007年09月01日 ~ 2010年02月28日

相手国機関名 (和)
相手国機関名 (英)

日本側協力機関名

プロジェクト概要

背景

パラグアイでは、1992年に新憲法で男女平等促進が義務付けられたにも拘らず、社会的弱者としての女性を取り巻く経済・社会・基本的人権の地位、環境は男性に比べ格段に低く、さらに女性の就学率の低さや非識字率の高さが、女性の経済・社会的自立の大きな障害になっている。また、男女の役割には保守的な価値観(マテズモ)が存在し、特に男性の家庭での責任が欠如していることなどが原因で、全世帯の25.6%が母子家庭となっている状況である。

一方、日本ラテンアメリカ文化交流協会(La Asociacion Nippon Latino America de Intercambio Cultural)は、1995年からパラグアイ国内の貧困地域への食料や学用品、衣料品の支給等を主とした協力活動を開始し、さらに貧困問題などから劣悪な環境に置かれている、将来を担うべき子どもたちが健康で教育の機会に恵まれ、やがて地域の生活力向上のために尽力できるような人材に育てほしいという願いをこめて、1997年にはシウダ・デル・エステ市内に初等教育のための学校(ヨコハマ・スクール)を設立し、近隣の貧困家庭の子女への初等教育機会の提供に努めてきた。同協会は2003年に日本国内にNPO法人「フンダシオン・マノ・ア・マノ(Fundacion Mano a Mano)」を設立し、本邦からのパラグアイへの支援体制を整備した。

ヨコハマスクールに子どもを通わせる家庭では、その多くが児童の交通費や授業料を支払うことができず、また十分な食事を取れないため健康上の問題から通学を断念するケースもあとを絶たない。この背景には親の困窮状態があり、この状態は在学中の生徒の半分以上の家庭が母子家庭であり、現金収入が極めて不安定であることに起因している。

このため、定職がなく経済的に不安定なこれら母親たちに縫製技術訓練を実施することにより、縫製技術を向上し、商品の販売を通じた現金収入源の確保を行うことを通じた生活向上に資する技術協力が必要とされている。

上位目標 対象地域の貧困層の比率が改善し、住民の生活が向上する。

プロジェクト目標 対象地域におけるトレーニング受講者が安定的に製造、販売を継続できるように、生産者グループを形成する。

成果

- ① 高度な縫製技術を習得した指導者が育成される。
- ② 研修受講者の縫製技術、伝統工芸技術全般のレベルが向上する。
- ③ 研修受講者の製品価値を見極める能力が向上する。
- ④ 製品販売ルートが確保され、製品が販売されるようになる。

活動

投入

日本側投入

相手国側投入

外部条件

実施体制

(1)現地実施体制

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

在外事務所 : パラグアイ事務所

案件概要表

案件名	(和) 地方分権による環境行政支援プロジェクト (英) Project for the Support to the Decentralization of the Environmental Administration
対象国名	パラグアイ
分野課題1	環境管理-環境行政一般
分野課題2	南南協力-南南協力
分野課題3	貧困削減-貧困削減
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	環境保全
プロジェクトサイト	ハ国全土7の地方主要都市
署名日(実施合意)	2008年03月17日
協力期間	2008年09月01日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和) 環境庁
相手国機関名	(英) Secretaria del Ambiente(SEAM)

プロジェクト概要

背景	環境庁は、2000年7月に米州開発銀行(IDB)の支援を受けて環境分野の全ての業務を推進するための実施機関として、農牧省と厚生省の一部の部署が統合して法令1561号により設立された。法令では国家環境制度(SISNAM)の推進と環境政策をより効率的に実施する上で、地方自治体の機能強化を目的とした地方分権化政策を推進することが規程されている。更に、設立から5年を経過した2005年5月にハ国初の「国家環境政策」が策定された。同政策の基本条項として①地方分権化、②市民参加型環境保全、③環境との共存と持続的開発等が掲げられ、環境庁の管理指導の下、各県庁及び各市に環境部門が設置され、環境担当職員が配置された。しかしながら、殆どの環境担当職員は知識と経験が乏しく、①地方都市のニーズにあった固形廃棄物の適切な処理がなされていない、②下水管設備が無い地方都市が多く家庭排水の処理が適切に行なわれていない、③環境保全という側面を無視した都市開発計画が策定・実施されている等、地方における環境関連の問題が先送りとなっている。環境庁は上記問題を解決するにあたり、地方環境担当職員へのキャパシティ・デベロップメントを目的とした地方の基礎衛生・環境保全に係る協力を我が国に要請越した。
上位目標	地方自治体の環境行政が整備・改善されることにより、環境問題の解決が図られ、環境汚染の減少により市民の生活が改善される。
プロジェクト目標	地方自治体(対象7市)への環境行政の分権化支援を通じ、地方環境担当官の問題対応能力が向上する。
成果	1. 環境庁環境行政担当官の対応能力キャパシティ・デベロップメントを通じ人材が強化される。 2. 地方自治体(対象7市役所)の環境行政担当部署が強化され問題を解決するための手法を身につける。 3. 地方分権化政策の規定(規則)が確立し、中央・地方間の情報共有・共同作業が促進され、国・地方自治体間の連携体制が確立される。
活動	1. 1 環境庁環境行政官への集中講座の開催 1. 2 地方対象自治体の環境行政実態調査

2. 1 地方自治体環境担当職員への国内研修の実施
2. 2 ゴミ収集処理、ゴミ分別作業手法の実地研修
2. 3 ゴミ環境教育、対象自治体・対象小中学校の選定
2. 4 産業排水汚染処理手法と実地研修
2. 5 河川流域汚染(家庭下水・汚染源管理)手法実地研修
2. 6 農業管理・土壌浸食管理手法実地研修
3. 1 環境行政地方分権化手法マニュアルの作成と適用
3. 2 地方自治体(対象7市役所)環境行政分権化規則の作成と適用
3. 3 対象7自治体におけるプロジェクト成果の他自治体への普及活動
3. 4 対象7自治体のプロジェクト成果体験の他の自治体へのセミナーの開催
3. 5 中間モニタリングの実施

投入

日本側投入

- ・事前評価調査費としてローカルコンサルタント僱上 3,272千円
- ・第三国短期専門家の派遣5分野(①環境行政②廃棄物処理③工場廃水処理・水資源保護④農業・エロージョン防止)
- 4名(4分野)×5MM×70万円×2年=28,000千円
- ・ローカルコンサルタント(なめし皮工場排水処理)0.8MM×556千円=556千円
- ・現地活動費 59千円×12ヶ月×2年=1,416千円
- ・国内研修費(10名×10日×@3,000円×1回×1年)=300千円
- ・教材作成費(製本印刷・翻訳他)500冊×1千円= 500千円
- ・パイロットプロジェクト、モデル最終処分場工事費 =3,000千円(複数年契約)
- ・機材供与費(3市へのリサイクルゴミ分別用機材)3,000千円×1台=3,000千円
- 合計推定額40,044千円

相手国側投入

- ・カウンターパートの配置:
- プロジェクト総括1名 環境庁長官
- プロジェクトコーディネータ 環境庁企画戦略局
- コーディネータ 環境庁地域環境センター職員
- 全国7対象自治体の長と環境担当職員
- ・カウンターパートの出張旅費
- ・専門家執務室の提供
- ・専門家現地巡回指導等活動用車両の提供

外部条件

- ・環境庁設立法令第1561号に基づく法令及び2005年6月発表の「ハラガイ国家環境政策」に変更がない。

実施体制

(1)現地実施体制

- ・環境庁には223名の職員がおり、2007年度の年間予算は約1億7千万円(約146.5万ドル)である。現在環境庁(SEAM)には独立した主要業務4部門(水資源保全部、生物多様化保全部、自然資源管理部、環境行政部)の他に地方分権化推進を目的とした「地域環境センター」が企画戦略部と長官官房直下にある。本プロジェクトは「地方分権化の推進による地方環境行政への支援」であり、企画戦略部と地域環境センターを監督機関・実施機関として全国7つの地方都市の環境担当職員を対象に、環境行政の地方分権を視野にいった研修・訓練を実施する。

(2)国内支援体制

- 本邦からの支援は当該プロジェクトでは予定していない。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・在外主管による技術協力プロジェクト「水質管理・改善計画」2003年12月～2006年12月:イハラカハ湖流域及びハラガイ河流域23ヶ所の主要河川の水質モニタリング実施体制の確立
- ・シニア海外ボランティア「環境保護教育」2005年11月～2007年11月

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・米州開発銀行(IDB):環境庁強化計画及び環境庁と自治体により構成されているCONAM(国家環境審議会)組織強化を目的とした600万ドルの借款(2007年3月終了)
- ・ドイツGTZ:「天然資源保護国家戦略策定」支援 1996年～2004年
- ・ドイツBGR(地質研究院):東部地方4県(イタワ、ミシオネス、アルトパラナ、カーグアス県)の地下水、地質調査への協力2003年～2006年



技術協力プロジェクト

2012年06月06日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和) アスンシオン首都圏廃棄物管理事業運営改善計画プロジェクト (英) Administrative Improvement of Solid Waste Management on the Metropolitan Area of Asuncion
対象国名	パラグアイ
分野課題1	環境管理-廃棄物管理
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-都市衛生
プログラム名	環境保全
プロジェクトサイト	アスンシオン首都圏
署名日(実施合意)	2007年04月02日
協力期間	2008年08月20日 ~ 2010年08月31日
相手国機関名	(和) アスンシオン首都圏自治体連合、パラグアイ国全国自治体連合

プロジェクト概要

背景

パラグアイ国のアスンシオン首都圏において1990年代初頭から顕在化してきた廃棄物問題の解消のため、我が国は1993年から1994年に開発調査「アスンシオン首都圏廃棄物処理総合計画調査」を実施した。同開発調査では、最終処分場への衛生埋立の導入、15自治体の収集システムの改善、中継基地建設の提案を行い、自立発展を目指した廃棄物管理の導入計画をマスタープラン(M/P)として作成した。また1999年には、そのM/Pに基づき、無償資金協力により廃棄物収集・処理用機材を導入し、廃棄物収集システムの改善を実行している。その結果、現在ではアスンシオン首都圏における廃棄物収集サービスの普及率は、アスンシオン市では約88%、主要10市においても約70%を維持している。

他方、廃棄物管理に活用するための内部留保が蓄積されず、運営資金の不足、それに付随した機材更新の遅延等、事業の存続に支障をきたす問題が生じてきている。その背景には、各市の徴税体系の相違・不備、廃棄物の収集・処分にかかる料金設定方法の不整合、これら税金・料金の支払・運用を規制する制度の未整備、市民・市役所・自治体連合・政府が負うべき責任の認識不足など複数の要因が存在している。更に、このような制度・運営体制の不備により責任者の交代、政治的判断の変更が廃棄物管理事業が持続的に実施されにくい状況を作り出している。

こうした状況の下、アスンシオン首都圏自治体連合およびアスンシオン市役所は、近隣諸国からの技術導入、制度面に関する首都圏各市との交渉等を行っているが、技術的な能力の不足、政治的に公平な第三者の不在などにより、有効な解決策を見出せないことから、2005年9月に我が国に対し事業の運営改善にかかる技術協力を要請した。これを受け、2006年3月に日本国政府は本要望を採択、2007年1月に第一次事前調査を、2007年12月に第二次事前調査を実施し、2008年6月にR/D署名を行い、本プロジェクトを実施することとなった。

上位目標 首都圏の廃棄物管理が向上する。

プロジェクト目標 首都圏自治体の廃棄物管理行政能力が向上する。

成果

1. 全てのステークホルダーの廃棄物問題に関する意識が向上する。
2. 各自治体において廃棄物管理担当部署が構築または強化される。
3. 各自治体で廃棄物管理に関する法制度の適正化が推進される。

活動	別添”Plan of Operation”参照。
投入	
日本側投入	(1)専門家派遣(合計:上限20MM) 第一次派遣:2008年9月上旬～12月中旬、2009年1月中旬～3月下旬(コンサルタント1名:廃棄物管理/環境教育) 第二次派遣:2009年8月中旬～2009年12月下旬(コンサルタント1名:廃棄物事業契約管理/財務・会計) 第三次派遣:2010年2月上旬～2010年6月中旬、2010年8月に40日間(コンサルタント1名:廃棄物法制度整備) (2)機材供与 コピー機、研修用視聴覚機材(プロジェクター)など (3)ローカルコスト セミナー開催費用(交通費以外、テキスト代等)、ハンドブック作成費用、専門家関係ローカルコスト、通訳備上費(日本語-西語)、ローカルコンサルタント備上費(1名)
相手国側投入	(1)技術スタッフ(専門家チームのC/P)、コーディネーターの配置 (2)必要な設備を備えた執務室 (3)移動手段(プロジェクト用車両の提供)
外部条件	パ国政府の介入による大幅な組織変更がない。
実施体制	
(1)現地実施体制	●プロジェクトカウンターパート:アスンシオン首都圏24市 ●プロジェクトダイレクター:Project Implementation Committee (PIC) ●プロジェクトマネージャー:アスンシオン首都圏自治体連合 Mr. Gammara (2008年度からの継続) ●プロジェクトコーディネーター:パラグアイ自治体連合(OPACI)よりアサイン ●プロジェクトマネジメントユニット(PMU):Ms. Joranda(2008年度からの継続)、OPACIより1名アサインがあり、合計2名。 (JCCは、パラグアイ国環境庁長官、PIC、プロジェクトマネージャー、プロジェクトコーディネーター、PMU、JICA(パラグアイ事務所)、専門家、在「パ」日本大使館(オブザーバ)とし、JCCの開催時期としては、プロジェクト初期、中期、終了時の3回を原則とする。)
(2)国内支援体制	作業監理として国際協力専門員へ業務委嘱を行う。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	個別派遣短期専門家「廃棄物処理管理計画」:1991年～1995年(4回) 個別派遣長期専門家「廃棄物処理管理計画」:1992年～1994年 開発調査「アスンシオン首都圏廃棄物処理総合計画調査」:1993年～1994年 無償資金協力「アスンシオン首都圏廃棄物処理機材整備計画」(収集用車両46台、各種処理用重機等):1999年 個別派遣短期専門家「首都圏廃棄物処理運営」:2000年 シニア海外ボランティア「ゴミ収集車整備・管理」:2002～2003年 草の根技術協力(地域提案型)「廃棄物処理のための研修員受入」:2005年～
(2)他ドナー等の援助活動	米国開発援助庁(USAID):“アスンシオンにおけるウェイトピッカーの生活改善プロジェクト”:2004年～